

農業用廃プラスチックの回収について

農業用廃プラスチック（使用済みビニール及びマルチ等）を焼却・不法投棄する事は法律により禁止されていますので、適正な処理を行うようにお願いします。

回収された廃ビニールは劣化品を除き再生処理、廃ポリは溶鉱炉や火力発電の補助燃料として再利用されています。

再利用促進のために廃プラは畑等に放置せず、回収日に搬入をお願いします。

回収日時・場所

◇日時：令和7年1月31日（金） 午前9時～10時まで

◇場所：成田クリーンパーク（成田市十余三73-34）（回収場所の地図参照）

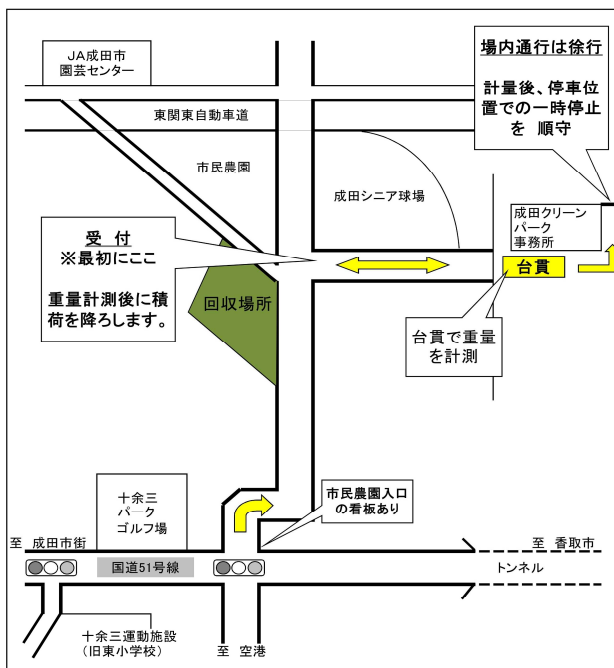
◇負担金：10kgにつき600円（当日徴収します）

農家の皆さんには、ご負担になると思いますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

なお、東金の工場に直接搬入する際は、搬入時に処理料金の一部として、10kgにつき500円（当日徴収します）を徴収いたします。

※当日に放射線量の測定を行います。（受入れ基準値：0.23マイクロシーベルト/時 以下）

回収場所の地図



荷姿及び梱包に関する注意事項

①ビニール・ポリ・肥料袋は必ず分別して梱包して下さい。

②土砂・水分等は、はたいてから梱包して下さい。また石・金属等は混入させないで下さい。

③梱包方法等について詳しくは裏面をご覧ください。

注意！

梱包・搬入方法について不適切なものは縛り直しや持ち帰りとなりますので、ご協力をお願いいたします。

※廃プラ搬入をご希望される方は回収日2日前までに農政（20-1541）へ事前申込みをお願いします。予約が無い場合は、受入れをお断りする場合がありますので、ご注意ください。

初めて回収・処理を希望する方は事前に協議会に登録が必要になりますので、農政課へ連絡をお願いします。

回収できる廃フタの種類と梱包方法

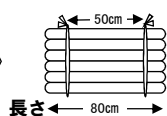
①農ビ系 (ビニールハウス等)



つづら折りにする



同質のビニールを



◇回収対象品目

○ハウスやトンネル用の塩化ビニール

○フィルム質のもののみ。糸入り農ビ等は不可

◇農ビは再生されるため、下記のとおり梱包願います。梱包方法がよくわからない場合、農家番号が不明の場合は農政課 (TEL20-1541) へお問い合わせ下さい。

◇梱包方法

①農ビを広げ、土砂をはたき、金属等の異物を取り除く。

ハト目があるものは、縛り紐や針金が外してあるか確認。

②広げた農ビを幅40cm、長さ80cm程度の大きさになるように、折り重ねる(つづら折り)

※1梱包の厚さは20cm程度、重さは15kgまでとする。

③両端(2箇所)を同じ材質(農ビを切ったもの)で縛る。

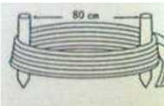
(縛る紐は、搬入する農ビの端を紐状に切り使用する)

④農家番号を油性ペンではっきりと記入する。

◇梱包はひとつひとつに必ず農家登録番号(10桁)を表示して下さい。直接記入できない場合、同じ材質(ビニール)をリボン状にして記入し、添付して下さい。(ハトメや耳の部分は取り除いて下さい)

◇梱包は必ず同じ材質のもので縛して下さい。(マイカ線等は不可)

②農ポリ系



つづら折り又は杭を利用

◇回収対象品目

○マルチ用ポリエチレンフィルム

○ハウスやトンネル用のクリーンテート

○農酢ビや農P0(軟質系)

◇農家登録番号の表示は不要です。

◇梱包する紐は、出荷等で使用するポリテープも可。

◇専用巻き取り機により巻き取ったものは、そのままの状態でも可。

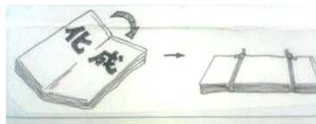
◇ダンゴ状の梱包は不可。(状態が確認できるようにして下さい)

③肥料袋・培土袋



◇農家登録番号の表示は不要です。

◇20~30枚程度を重ね、縦長に二つ折りして出荷等に使うポリテープで2箇所縛って下さい。



問い合わせ先

農政課 TEL20-1541 fax24-2185